

外国口座管理機関に関する申請・届出 Q & A

| | 問 | 答 |
|--|--|---|
| 代表者について | | |
| 1 | 「代表者」とは、具体的にどのような者を指すのか。申請・届出書類の署名権者のことなのか。 | 「代表者」とは、外国口座管理機関の業務を代表する者であって、主務大臣による処分の名宛人となるべき者をいいます。一般的には、CEO、カストディ業務担当役員などが考えられます。 |
| 2 | 代表者が複数いる場合、全ての代表者を記載する必要があるのか。 | 少なくとも1名を記載すれば差し支えありません。 |
| 免許等を受けている国・地域について | | |
| 3 | 複数の国・地域で社債等の管理業務を行う場合、指定申請書・変更届には、いずれか1つの国・地域で社債等の管理業務に関する免許等の処分を受けている旨を記載すればよいか。 | 指定申請書・変更届には、外国口座管理機関として社債等の管理業務を行う指定申請者の本店又は主たる事務所の所在する当該外国の法令の規定により当該外国について、免許等の処分を受けている旨を記載する必要があります。 |
| 4 | 免許等の処分に係る書面とは、具体的にどのような書面を添付すればよいのか。 | 例えば、外国当局が発行した書面（免許付与時に交付された書面、免許等が付与済みであることを証明する書面・レター等）や官報などが考えられます。 |
| 5 | 国・地域によっては、外国当局が発行した書面や官報がなく、外国当局のウェブサイトにて名称等が掲載されるみの場合も考えられる。そのような場合は、外国当局のウェブサイトを印刷した書面を免許等の処分に係る書面として取り扱うことは可能か。 | 個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、外国当局が発行した書面や官報などが無い場合には、外国当局のウェブサイトを印刷した書面を、免許等の処分に係る書面として取り扱うことも可能と考えられます。なお、外国当局に対して、当庁が問い合わせ等を行うことがあります。 |
| 指定国内上位機関について | | |
| 6 | 日本国内の上位機関が複数ある場合、指定申請書・変更届に記載する指定国内上位機関は全ての上位機関を記載するのか。 | 1つでも複数でも差し支えありません。ただし、申請・届出書類の提出は、指定国内上位機関として指定申請書・変更届に記載されたいずれかの上位機関を経由する必要があることに留意して下さい。 |
| 電磁的記録である登記事項証明書の添付について | | |
| 7 | 登記事項証明書の原本が電磁的記録である場合があるが、その場合はどのような形で添付すればよいのか。 | 例えば、電磁的記録を印刷した書類に、原本の内容と相違ない旨の証明（公証人による証明又はこれに準ずるもの）を付した上で添付することが考えられます。 |
| 申請・届出書の署名者の署名権限及び署名の真正性が確認できる書類について | | |
| 8 | 申請・届出書の署名者の署名権限及び署名の真正性が確認できる書類は、具体的にどのような書類をどのような形で添付すればよいのか。 | 例えば、署名権限を記載したサインリストに、①原本と相違ない真正な写しである旨、②取締役若しくは会社秘書役（カンパニーセクレタリー）又はこれらに準ずるものの署名、③日付な |

| | | |
|---------------|--|---|
| | | どを記載した証明を付して添付することが考えられます。 |
| 訳文について | | |
| 9 | 添付書類の訳文は、専門家による翻訳である必要があるのか。また、翻訳者の証明書類が必要なのか。 | 翻訳の内容が正確であれば、専門家による翻訳である必要はありません。また、翻訳者の証明書類も不要です。 |
| 10 | 添付書類の訳文は、全文を翻訳する必要があるのか。 | 添付書類の内容を確認するために必要な箇所のみを翻訳で差し支えありません。 |
| 添付書類の有効期限について | | |
| 11 | 添付書類として提出可能な有効期限はあるのか。 | 法令上の定めはありませんが、書類の正確性を確保する観点から、発行・作成日から6か月以内又は書類に記載された有効期限以内のいずれかを1つの目安としてお願いさせていただいております。なお、これらの期限を経過した場合は、記載内容に変更がない旨の証明(①記載内容に変更がない旨、②取締役若しくは会社秘書役(カンパニーセクレタリー)又はこれらに準ずるものの署名、③日付などを記載した証明)を付すことで、提出可能な添付書類として取り扱うことも可能と考えられます。 |